

## 高知県立坂本龍馬記念館施設利用のご案内

### ○貸出の考え方

記念館の利用が優先となりますことをご理解ください。

### ○利用申込

- ・申請書類（利用許可申請書、企画書）に記入し提出してください。
- ・利用希望日の6か月前から申込身を受け付けます。
- ・申請書類は、持参又は郵送で提出してください。（電子メールは不可）
- ・利用希望日時重複がある場合は、原則先着順とします。

### ○利用料金の納付

- ・利用許可のお知らせから1週間以内に利用料金を納付してください。納付がない場合は、キャンセルとさせていただきます。
- ・納付は次の方法をお願いします。
  - ①持参払い：高知県立坂本龍馬記念館新館事務室担当者まで（事前にご連絡ください。）  
※釣銭が発生しない納付をお願いします。
  - ②郵送払い：宛先 〒781-0262 高知市浦戸城山830番地  
高知県立坂本龍馬記念館 総務課
  - ③振込支払い：事前にご連絡ください。  
※振込手数料は利用者のご負担となります。

### ○施設の下見

- ・事前に調整の上、利用施設の下見は可能です。

### ○利用上の注意

#### 1 利用基準

①坂本龍馬の顕彰、県民文化の振興及び観光振興に資するものであること。

②施設の適正な維持管理及び運営に支障を与えないものであること。

#### 2 次の事項に該当する場合は、利用はできません。許可後、該当することが判明した場合は、許可の取消や利用の停止を行います。許可の取消及び停止による損害については責任を負いません。

①利用目的が施設の設置目的に反するとき。

②公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

③暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動に利用されると認めるとき。

④特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対する等、政治活動・宗教活動に利用されると認めるとき。

⑤物品の販売等、商行為に利用されると認めるとき。

⑥利用者が「高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例」及び同条例施行規則の規定又は施設の指示事項に違反したとき。

⑦利用許可申請書に虚偽の記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

⑧利用条件に違反したとき。

⑨施設の管理上支障があるとき。

⑩その他、施設を利用させることが不適当であるとき。

#### 3 利用の許可・変更・取消

##### ①許可

- ・利用料金が納付されましたら利用許可書を交付します。
- ・利用目的の行事の宣伝や入場券、ポスター等の印刷は、利用料金の納付後、利用許可書を受け取ってから行ってください。

##### ②変更

- ・許可内容に変更が生じた場合は、速やかに変更許可申請書を提出してください。
- ・主催者の変更は認めません（代表者の交代を除く。）。

- ・変更許可申請書を確認の上、変更許可書を交付します。

### ③取消

- ・利用者が利用を取り消す場合は、速やかに届け出てください。
- ・利用料金納付後、利用日の2か月前までに取消の届出があった場合は、ホール利用料金の半額と附属設備の利用料金を返金します。それ以外の期間に取消の届出があった場合は、附属設備の利用料金のみを返金します。また、利用料金納付後、自然災害又は館に起因する要因により取消の届出又は利用の取消があった場合は、ホール利用料金及び附属設備の利用料金を返金しません。

## 4 禁止事項

- ・館内での喫煙・飲酒
- ・館内での飲食（本館中2階休憩コーナーで飲む行為を除く。）
- ・公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- ・火気の使用
- ・動物及び植物の持ち込み（介助犬を除く。）
- ・許可を受けた施設以外の通路等での観覧等
- ・附属設備を許可を受けた施設外へ持ち出すこと
- ・施設及び附属設備を汚損又は損傷するおそれのある行為
- ・物品の販売
- ・他の観覧者等へ迷惑になる行為
- ・その他、施設の業務の妨害になる行為

## 5 許可の必要な行為

次の行為については、事前に記念館の許可を受けてください（必要に応じて条件を設定する場合があります。）。

- ・許可を受けた施設外での看板、ポスター、旗、その他これに類するものの掲示

## 6 その他

- ・チラシ等に連絡先を記載する場合は、主催者の連絡先を記載し記念館の電話番号は記載しないでください。
- ・利用に当たっては記念館の職員が立ち会いますので事務室に連絡してください。
- ・備品等の有無、使用方法については事前に説明を受けてください。
- ・利用後は、備品等を記念館の指示に従い整頓し、ゴミを拾う等、施設の良い維持に協力してください。利用の際に出たゴミは利用者が全て持ち帰ってください。
- ・時間外利用が発生した場合は、時間外利用料金を納付してください（釣銭が発生しない納付をお願いします。）。
- ・利用者の行事への参加者に、目や耳の不自由な方、車椅子利用の方、介助が必要な方、言語通訳が必要な方等が想定される場合は、利用者が責任を持って誘導、介助、通訳等ができる体制を確保してください。
- ・音響設備の利用について、館内の観覧者への影響があるおそれがあるときには、利用の調整を指示する場合があります。
- ・より多くの方に利用いただくため、定期的・連続的な利用については制限させていただく場合があります。  
（例） 同一利用者で1か月のうち同一曜日3回以上の利用  
同一利用者で2日以上連続利用 等
- ・駐車場の駐車台数に限りがあります。桂浜駐車場（有料）の利用及び公共交通機関（とさでん交通バス）の利用を案内してください。